

官報号外

昭和五十五年十月二十一日

○第九十三回 衆議院会議録 第七号

昭和五十五年十月二十一日(火曜日)

議事日程 第六号

昭和五十五年十月二十一日

午後一時三分開議

○議長(福田一君) これより会議を開きます。

午後一時開議

昭和五十二年度一般会計歳入歳出決算

昭和五十二年度特別会計歳入歳出決算

昭和五十二年度国税収納金整理資金受払計算書

昭和五十二年度政府関係機関決算書

昭和五十二年度国有財産増減及び現在額

昭和五十二年度国有財産無償貸付状況総計算書

昭和五十二年度政府関係機関決算書

昭和五十二年度国有財産増減及び現在額

提出の趣旨説明及び質疑

昭和五十五年十月二十一日 衆議院会議録第七号

昭和五十二年度決算外二件

○國場幸昌君登壇

國場幸昌君 ただいま議題となりました昭和五十二年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、各件の概要を申し上げます。

まず、昭和五十二年度決算であります。一般会計の決算額は、歳入二十九兆四千三百三十六億二千二百万円余、歳出二十九兆五百九十八億四千一百万円余、差引三千七百三十七億八千百万円余の剩余金を生じております。

特別会計の数は四十で、その決算総額は、歳入六十兆五千六百二十億八千五百万円余、歳出五十

二兆二千六百八十四億二千七百万円余となつております。

国税収納金整理資金の収納済額は十七兆九千五

十三億三千九百万円余、支払命令済額及び歳入へ

の組入額は十七兆八千五百七十七億千六百万円余

となつております。

政府関係機関の数は十五で、その決算総額は、

収入十七兆二千七十六億八千八百万円余、支出十

六兆五千六百十七億九千七百万円余となつております。

次に、昭和五十二年度国有財産増減及び現在額

総計算書でありますが、昭和五十二年度中に純増

加した国有財産の額は、一般、特別両会計を合わせ

て一兆五千三百億五千二百万円余で、年度末現

在額は二十四兆六千七百三十六億三百万円余と

なっております。

次に、昭和五十二年度国有財産無償貸付状況総

計算書であります。昭和五十二年度の無償貸付

の純増加額は、一般、特別両会計を合わせて三十

八億九千七百万円余で、年度末現在額は三千八百

十九億三千六百万円余となつております。

次に、会計検査院の昭和五十二年度決算検査報告において、不当事項として掲記されたもの九十

三件、会計検査院法第三十四条及び第三十六条の規定により意見を表示または処置を要求したもの

十件、検査院の指摘に基づき改善の処置を講じたもの十一件、また、特に掲記を要すると認めたもの六件となつております。

各件のうち、決算は昨年五月二十九日、国有財産関係二件は昨年一月三十日に委員会に付託されました。

委員会におきましては、昨年九月三日、各件について大蔵大臣よりその概要説明を、会計検査院長より検査報告の概要説明を聴取した後、質疑に入り、各省庁別に十九回にわたり審査を進め、政府の予算執行と行政運営に関する重要な問題を中心として終始熱心かつ活発な質疑が行われたのであります。

かくして、昨二十日締めくくり総括質疑を終了し、決算については、委員会審査の内容をまとめて、委員長より議決案を提出いたしました。

以下、その内容を申し上げます。

すなわち、昭和五十二年度の一般会計歳入歳出決算、特

別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払

計算書及び政府関係機関決算書につき、左のご

とく議決すべきものと議決する。

本院は、毎年度決算の審議に際し、予算の効率的執行並びに不当事項の根絶について、繰り返し政府に注意を喚起してきたもしかわらず、依然として改善の実が上がっていない点があるのはまことに遺憾である。

一、昭和五十二年度決算審査の結果、予算の効率的使用が行われず、所期の成果が十分達成されていない事項が見受けられる。

左の事項がその主なものであるが、政府はこれらについて、特に留意して適切な措置を

とり、次の常会のはじめに、本院にその結果を報告すべきである。

1 国の機関の一部及び公團・事業団等の特殊法人特に日本鉄道建設公團、国際電信電話電気株式会社等において、幾多の経理上の問

[報告書は本号末尾に掲載]

昭和五十五年十月二十一日 衆議院会議録第七号

に遺憾である。

政府は、その原因究明に全力を尽くし、不信心を招いたことは誠に遺憾である。

不適正な経理は手段、方法、金額の多少にかかわらず許されない行為であり、厳に慎まなければならないことである。

政府は、この際、勇断をもつて綱紀を肅正し、予算執行の適正化を図り、いやしくも国民の疑惑を招くことのないよう措置すべきである。

2 本院が年々議決しているように、会計検査院が年々議決しているように、会計検査の充実は刻々の急務である。引き続き検討の上、早急に結論を出すべきである。

3 行政改革については、昨年以来決定された諸計画の着実な実施を推進するとともに、今後は行政改革の本旨に沿つて事務・事業の整理合理化に一段と努め、行政経費の節減を図り、もつて財政再建にも資すべきである。

また、特殊法人については、そのあり方を検討するとともに、いわゆる天下下りの規制など役員の人事運用の厳正化、給与及び退職金の見直し等に努めるべきである。

さらに、認可法人については、その監督を強化すべきである。

4 日本中央競馬会の経理については、種々の問題点が指摘された。特に、場外馬券発売所に対する建設協力金、賃借料の支払い、その他中央競馬会の業務及び経理について、さらには、日本免馬機株式会社等競馬会の出資会社の実態に関して、今後十分調査検討の上、必要な改善措置を講すべきである。

5 実験用静止通信衛星あやめ二号の打ち上げが、一号に続いて失敗したことはまことに遺憾である。

また、公害保健福祉事業については、依然として年々多額の不用額を出して、いるが、事業内容の質的充実及び運用方法の改善等により、実施率の向上を図るべきである。

6 直轄の灌漑排水事業及び干拓事業の中には、大規模事業で大幅に事業の進捗が遅れているものの、地元との調整がつかないため中途で事業を休止しているもの、事業は完了したが土地配分が行われないため負担金を徴取できないもの等がいくつもある。

事態解決のために何よりも地元との密接な接觸が必要であり、今後とも一層事前に地元関係者等と十分調整を図つて、確実な見通しのもとに事業を開始すべきである。

7 国庫補助により全国の港湾三十九ヶ所に設置した廃油処理施設の中には稼働率が極めて低いものがある。

政府は、船舶からの廃油の不法な投棄の防止に努めるとともに、これらの廃油処理施設が有効に活用されるよう適切な指導を行なうべきである。

8 日本国鉄道では、多額の資金を投じて導入した近代化省力化のための設備で長期間に行なわれた稼働率が著しく低い例がある。当局は、今後の設備投資に際して見通し、対応策についてきめ細かな配慮をするよう努めるとともに、既に導入した機械の活用計画を樹立するなど、受け入れ体制を整備して効果を上げ、國鉄経営の再建に資すべきである。

9 公害健康被害補償制度の地域指定に当たっては、窒素酸化物の濃度と健康被害との因果関係を究明し、その結果を考慮すべきである。

一一〇
委員長報告のとおり決しました。(拍手)

次に、日程第二につき採決いたします。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決したものであります。本件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決したものです。本件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

本件の委員長の報告は是認すべきものと決したものです。本件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福田一君) この際、内閣提出、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。國務大臣大村襄治君。

〔國務大臣大村襄治君登壇〕

○國務大臣(大村襄治君) 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、防衛庁設置法のほか、自衛隊法並びに防衛庁職員給与法の一部改正を内容としたものです。

まず、防衛庁設置法の一部改正について御説明いたします。

これは、自衛官の定数を、海上自衛隊千六百九人、航空自衛隊七百十二人、計二千三百三十一人増加するためのものであります。これらの増員は、海上自衛隊については、艦艇、航空機の就役等に伴うものであり、航空自衛隊については、航

○議長(福田一君) 起立多数。よつて、各件とも

空機の就役等に伴うものであります。

り、本来ならば相当の所得減税を行うことがぜひ必要あります。膨大な財政赤字を前に減税など論外とする意見は間違っております。なぜならば、国民生活に直結する景気の回復の方が、財政の均衡よりはるかに重要であり、景気後退がこのまま進み、再び深刻な長期不況に見舞われるようになると、税収の増加も見込めず、財政再建も大幅におくれるからであります。

石油ショック以後、国内需要の喚起と個人消費を無視して、相変わらず高度成長型の設備投資を進め、そのはけ口を輸出に求めたところから、今日の深刻な対外経済摩擦が生じているのは周知の事実であります。

こうした高度成長型の輸出一本やりの経済体質を放置するならば、対外経済摩擦は避けがたいのであります。しかも政府は、その解決策を軍備の拡大に求めようとする悲劇的な道を進んでおるの

であります。

今日の国民の生活は、果たして先進国にふさわしいものになり得ておるでありますよ。労働時間は先進国並みに短縮しておるでありますよ。運動施設は整っているでありますよ。お年寄りは平和な老後を送れるでありますよ。通勤ラッシュは緩和されたでありますよ。

個人消費を拡大し、国内需要の健全な拡大に基礎を置く経済成長を実現することが政府の基本姿勢でなければならないのです。消費の多様化と国内需要の拡大によって、発展途上国や他の先進諸国からの輸入が増加するという経済政策によってのみ、わが国は諸外国と共に存共榮できるのであります。

平和憲法の求める経済成長はこうしたものであらうと考えますが、総理の所見を伺いたいのであります。

最後に、現憲法の基本理念と改憲問題に対する見解をお伺いいたします。

法務大臣は、「現憲法は占領軍に押しつけられたものである」との発言をいたしております。わが国が明治憲法を廃し、新憲法を制定するに至った根本は、一体何であったでありますか。戦前の天皇制軍国主義政府が、大東亜共栄圏の名のもとに国民を欺き、中国、東南アジア諸国を侵略し、手痛い敗北をこうむったという歴史的事実を否定することは絶対に不可能であります。(拍手) ポツダム宣言を受諾し、無条件降伏という厳かな

事実を無視して、またファシズムと軍国主義に対する深い反省を抜きにして、新憲法の制定過程のみを問題にすることはできないと思うのであります。

新聞報道によれば、法務大臣は内務官僚出身で、鹿児島で特高警察長をしていたという経験の持ち主であります。法務大臣発言に戦前の天皇制軍国主義を賛美するかのとき書きを聞くのは

憲法は、「平和を愛する諸國民の公正と信義に

信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」と述べております。

このことは、特定の国民への不信と猜疑心をあおり、軍事力を培養して対抗し、特定国とのみ軍事同盟を結ぶという冷戦的対決政策が、まさに憲法原理のじゅうりんであることを示しております。

わが国の安全保障は、憲法の平和主義の理念に基づいた緊張緩和、全方位外交、安保条約破棄、非武装中立以外にあり得ないのであります。

吉田内閣から現在に至るまで、憲法第九条がアーリカの対日軍備増強要求に対する歯止めになってきたことは事実であります。わが党を初めとする平和憲法擁護の国内世論が、東南アジアや中東諸国、発展途上国の軍国主義日本に対する警戒心をやわらげ、今日の経済繁栄の一要因になっています。

憲法第九条を守り、アメリカの防衛費負担増要ります。(拍手)

求をはねつけて、国民经济の発展を維持していくか、それともアメリカの冷戦政策に無条件に追随する。

次に、わが国の対米外交についてであります。今日の国際社会は、アフガニスタン問題など国際社会の秩序自体を危うくするような問題が起こる中で、政治、経済両面にわたって厳しい情勢に直面しておりますことは、すでに申し述べたところです。

きょう十月二十一日は、三十数年前、雨の明治神宮公園から、学生がペンを銃にかえて侵略戦争に駆り立てられた悲劇の記念日であります。「青年よ再び銃をとるな」の合い言葉こそ、十月二十一日を国際反戦デーと定めて闘ってきたわが国民の良心の叫びであります。

わが党は、戦争の脅威に対し真剣に闘い、そうして決断と行動をすることを申し述べて、質問を終わりたいと思います。

御清聴ありがとうございました。(拍手) 「内閣総理大臣鈴木善幸君登壇」まず第一に、国際情勢に対する認識についてお尋ねがございました。

私は、戦後の国際政治、軍事情勢は、基本的には米ソを中心とする東西関係を軸に推移してきたものと考えておりますが、最近、ソ連のアフガニスタンに対する軍事介入等、国際社会の基本的秩序

を脅かす事態が発生し、インドシナ半島、中東などの地域でも対立と抗争が続くなど、不安定要因が増大しております。全体として国際情勢は厳しくなりますことは、御承知のとおりでございます。

このような国際情勢に対し、わが国としてはあくまでも平和に徹し、軍事大国にならないとの方針を堅持しながら、世界の平和と繁栄に貢献する積極的な平和外交を推進することが重要であると考えております。

わが国としては、今後とも、米国を初めとする自由主義諸国との連帯を一層強化し、世界の軍縮や資源、エネルギー問題の解決、南北関係の改善など、今日の国際社会の直面する諸問題の解決

に最善の努力を尽くしてまいる所存でございます。

次に、わが国の対米外交についてであります。今日の国際社会は、アフガニスタン問題など国際社会の秩序自体を危うくするような問題が起こります。また、わが国の経済成長が、健全な国際関係を害することのないよう、調和のとれたものでなくてはならないということも、御指摘のとおりとを考えます。

私は、わが国経済の現状は、諸外国との比較で見ても、決して悪いものではないと確信をいたしました。

白瀬 仁吉君 亀井 静香君
山口 敏夫君 田島 衛君

決算委員

辞任

白瀬

仁吉君

亀井

静香君

山口

敏夫君

田島

衛君

加藤

敏夫君

白瀬

仁吉君

田島

衛君

加藤

敏夫君

白瀬

仁吉君

田島

衛君

山口

敏夫君

白瀬

仁吉君

田島

衛

額は二九兆五九八億四、一七三万九、八四六円で、その差額五、〇八一億五、〇七三万九、六〇九円のうち、翌年度繰越額二、二八五億一、〇三三万一、八一〇円、不用額二、七九六億四、〇四〇万七、七九九円となつてゐる。

次に、債務の概要は、以下のとおりである。

1 債務（保証債務及び損失補償債務を除く。）負担額は、本年度末現在三四兆二、一一億五、四二五万九、八二〇円で、前年度末現在三四兆三七四億三四〇万八、六〇一円に比し、一〇兆一、七三七億五、〇八五万一、二一九円増加している。

そのうち、財政法第十五条第一項の規定に基づくものは、本年度末現在一兆二、九六九億六、九九六万九、七四八円で、前年度末現在九、七八五億八、二九六万四、九八三円に比し、三、一八三億八、七〇〇万四、七六五円増加している。

また、財政法第十五条第二項の規定に基づくものは、本年度末現在九八億四、三〇四万一、一〇八円で、前年度末現在三二三億二三五万七、八七七円に比し、二一四億五、九三一萬六、七六九円減少している。

2 保証債務及び損失補償債務の負担額は、本年度末現在四兆六、〇六九億二、〇二六万九、九〇七円で、前年度末現在三兆七、五九五億六、五二二万六、八七三円に比し、八、四七三億五、五〇四万三、〇三四円増加している。

(二) 特別会計

昭和五十二年度の特別会計の数は四十であつて、その決算額の合計は、歳入六〇兆五、六二〇億八、五八三万一、八三三円、歳出五二兆一、六八四億一、七四一万二九四円である。

債務負担額は、本年度末現在一五兆一、九

九二二億四、七四九万七、五四〇円で、前年度末現在一兆二、四五〇億四、二七一萬七、〇一四円に比し、三兆九、五四二億四七八万五二六円増加している。

(三) 国税収納金整理資金

国税収納金整理資金の受入は、収納済額一七兆九、〇五三億三、九九四万九、五四六円、同資金からの支払命令済額及び歳入への組入額は一七兆八、五七七億一、六二八万二、六四七円で、その差額四七六億一、三六六万六、八九九円が昭和五十二年度末の資金残額となつている。

これは、主として国税に係る還付金の支払決定済支払命令未済のものである。

(四) 政府関係機関

昭和五十二年度の政府関係機関の数は十五で、収入合計は、一七兆二、〇七六億八、八九二万四、四六九円、支出合計は、一六兆五、六一七億九、七四一万七、九〇五円である。

(二) 議決の内容

昭和五十二年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、左のごとく議決すべきものと議決した。

本院は、毎年度決算の審議に際し、予算の効率的執行並びに不当事項の根絶について、繰り返し政府に注意を喚起してきたにもかかわらず、依然として改善の実が上がっていない点があるのはまことに遺憾である。

(一) 昭和五十二年度決算審査の結果、予算の効率的使用が行われず、所期の成果が十分達成されていない事項が見受けられる。とり、次の常会のはじめに、本院にその結果を報告すべきである。

1 国の機関の一部及び公団・事業団等の特

殊法人、特に日本鉄道建設公団、国際電信電話株式会社等において、幾多の経理上の問題点が指摘され、予算執行に対する国民の不信感を招いたことは誠に遺憾である。

不適正な経理は手段、方法、金額の多少にかかわらず許されない行為であり、厳に慎まなければならないことである。

政府は、この際、勇断をもつて綱紀を肅正し、予算執行の適正化を図り、いやしくも国民の疑惑を招くことのないよう措置すべきである。

これは、主として国税に係る還付金の支払も国民の疑惑を招くことのないよう措置すべきである。

政府は、昨年来、法改正の是非を含む会計検査院の検査機能の充実強化についての検討を行つてきたが、いまだに結論が出ていないのは遺憾である。引き続き検討の上、早急に結論を出すべきである。

2 本院が年々議決しているように、会計検査の充実は刻下的の急務である。

政府は、昨年来、法改正の是非を含む会計検査院の検査機能の充実強化についての検討を行つてきたが、いまだに結論が出ていないのは遺憾である。引き続き検討の上、早急に結論を出すべきである。

3 行政改革については、昨年以来決定されたきた諸計画の着実な実施を推進するところに、今後は行政改革の本旨に沿つて事務・事業の整理合理化に一段と努め、行政経費の節減を図り、もつて財政再建にも資すべきである。

また、特殊法人については、そのあり方を検討するとともに、いわゆる天下りの規制などを緩和するなど、いかに人事運用の厳正化、給与及び退職金の見直し等に努めるべきである。

さらに、認可法人については、その監督を強化すべきである。

4 日本中央競馬会の経理については、種々の問題点が指摘された。特に、場外馬券発売所に対する建設協力金、賃借料の支払額など役員の人事運用の厳正化、給与及び退職金の見直し等に努めるべきである。

5 実験用静止通信衛星あやめ二号の打ち上げが、一号に続いて失敗したことはまことに遺憾である。

政府は、その原因究明に全力を尽くし、その結果を今後の宇宙開発に反映させるとともに、これを契機に、自主技術の早期確立を図るべきである。

また、国損を極力抑えるため、保険の活用等も検討すべきである。

6 直轄の灌漑排水事業及び干拓事業の中に大規模事業で大幅に事業の進捗が遅れているもの、地元との調整がつかないため中途で事業を休止しているもの、事業は完了したが土地配分が行わぬため負担金を徴収できないもの等がいくつある。

事態解決のために何よりも地元との密接な接触が必要であり、今後とも一層事前に地元関係者等と十分調整を図つて、確実な見通しのもとに事業を開始すべきである。

7 国庫補助により全国の港湾三十九ヶ所に設置した廃油処理施設の中には稼働率が極めて低いものがある。

政府は、船舶からの廃油の不法な投棄の防止に努めるとともに、これらの廃油処理施設が有効に活用されるよう適切な指導を行うべきである。

8 日本国鉄道では、多額の資金を投じて導入した近代化省力化のための設備で長期間にわたり稼働率が著しく低い例がある。

当局は、今後の設備投資に際して見通し、対応策についてきめ細かな配慮をするよう努めるとともに、既に導入した機械の活用計画を樹立するなど、受け入れ体制を整備して効果を上げ、国鉄経営の再建に資すべきである。

9 公害健康被害補償制度の地域指定に当たつては、空素酸化物の濃度と健康被害との

昭和五十五年十月二十一日 衆議院会議録第七号

昭和五十二年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書 昭和五十二年度国有財産無償貸付状況総計算書に関する報告書

因果関係を空明し、その結果を考慮すべきである。

また、公害保健福祉事業については、依然として年々多額の不用額を出しているが、事業内容の質的充実及び運用方法の改善等により、実施率の向上を図るべきである。

(二) 昭和五十二年度決算検査報告において、会計検査院が指摘した不当事項について、本院もこれを不當と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それは正の措置を講ずるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

(三) 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成並びに執行に当たつては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、財政運営の健全化を図り、もつて国民の信託にこたえるべきである。

昭和五十五年十月二十日

決算委員長 國場 幸昌

衆議院議長 福田 一殿

昭和五十二年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、昭和五十二年度において、増加または減少した国有財産及び同年度末国有財産現在額の報告で、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に報告されたものである。

昭和五十二年度中に増加した国有財産の額は、一般会計並びに特別会計を合わせて二兆二十九億九、五二九万二、一七七円、同じく減少した額は五、一八八億四、二五一万八、九一四円で、差引純増加額は一兆五、一〇三億五、二七万三、二六三円である。

これを前年度末現在額二三兆一、六三三億五、〇二七万八、一一五円に加算すると、本年度末現在額は二四兆六、七三六億三〇五万一、三七八円である。

三七八円である。

その主な内訳は、政府出資等七兆三、六五六億六、九一二万五、八五六円、土地七兆一、〇九一億二、七三〇万五、一四九円、立木竹三兆八、五一六億一、〇三七万三、七五二円、建物二兆八、五二一億二、二四一万三、八五一円等である。

なお、増減の主なものは、増において、政府出資等七、六〇四億四、七二八万六、一一五四円、工作物四、〇八二億八、〇〇五万一、九八六円、建物三、四四九億四、七二〇万九三四円等であり、減においては、土地一、七六〇億三、七〇六万七、四八一円、工作物一、〇五九億五、八九三万八、〇七一円、建物九八六億一、八七七万七、五二六円等である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和五十五年十月二十日

決算委員長 國場 幸昌

衆議院議長 福田 一殿

昭和五十二年度国有財産無償貸付状況総計算書に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、昭和五十二年度における国有財産無償貸付状況の報告で、国有財産法第三十七条の規定に基づき、国会に報告されたものである。

昭和五十二年度中の無償貸付の増加額は、一般会計並びに特別会計を合わせて四二二億六、六九一萬二、八一〇円、同じく減少額は三八三億六、九五九万八、五五六円で、差引純増加額は三八億九、七三一万四、一二五四円である。

これを前年度末現在額三、七八〇億三、九五

五万一、一八四円に加算すると、本年度末現在額は三、八一九億三、六八六万五、四三八円である。

その主な内訳は、公園の用に供するもの三、七七九億六、四二〇万四、九三三円、墓地の用に供するもの一五億一、五二一万九、一二四円等である。

なお、増減の主なものは、増において、公園の用に供するもの四一二億四、八九六万五、一七円、ため池の用に供するもの二億九、八九四万四、六七一円等であり、減においては、公園の用に供するもの三七三億四五万四、一三三円、ため池の用に供するもの八億九八一万九九四円等である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和五十五年十月二十日

決算委員長 國場 幸昌

衆議院議長 福田 一殿